身体的拘束等の適正化のための指針

社会福祉法人　福音会

身体的拘束等の適正化のための指針

１．施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。社会福祉法人福音会（以下「当法人」という。）では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

（１）介護保険指定基準の身体拘束の規定

サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

（２）緊急やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。しかしながら、例外的に以下の３つの要素を満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

○切　迫　性：利用者又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる緊性が著しく高いこと。

○非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと。

○一　時　性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体拘束を行う場合には、以上３つの要件をすべて満たすことが必要です。

（３）緊急やむを得ず身体拘束を行う場合

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性・非代替性・一時性の３要件のすべてを満たした場合のみ、利用者又は家族への説明同意を得て行います。また、身体拘束を行った場合は、身体的拘束適正化検討委員会を中心に十分な観察を行うとともに、その行う処置の質の評価及び経過を記録し、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

（４）日常的ケアにおける留意点

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に利用者主体の行動・尊厳のある生活が送れるよう努めます。また、利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をします。

２．身体的拘束等適正化に向けた体制

当法人では、身体拘束を適正化することを目的として「身体的拘束等適正化検討委員会」を設置します

（１）身体的拘束等適正化検討委員会の役割

①身体拘束廃止に向けての現状の把握及び改善についての検討

②身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続

③身体拘束を実施した場合の解除の検討

④身体拘束廃止マニュアルの改善

⑤身体拘束廃止に関する職員全体への啓発

（２）身体的拘束等適正化検討委員会の開催

定例会は、６、９、12、３月の第４金曜日に開催する。ただし、委員長の判断により、開催することができる。

（３）身体的拘束等適正化検討委員会の構成員

①特別養護老人ホーム施設長

②ケアハウス施設長

③グループホーム管理者

④総施設長が指名した主任

⑤主任、管理者、副主任又はフロアリーダーが指名した職員

※必要に応じて、協力医療機関の医師や主治医の助言を仰ぎます

３．身体的拘束等適正化のための職員研修に関する基本方針

身体的拘束等適正化のため、基礎的内容の適切な知識を普及・啓発するなど身体拘束廃止に向けた職員教育を行います。

（１）定期的な教育・研修（年２回以上）の実施

（２）新任職員に対する身体的拘束等廃止のための研修の実施

（３）その他必要な教育・研修の実施

４．身体的拘束等発生時の対応及び報告に関する基本方針

利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施します。

（１）カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体的拘束等を行うことを選択する前に各部門の主任を召集し、①切迫性、②非代替性、③一時性の３要件の全て満たしているかどうかについて確認し、所属の管理者の判断で可否を決定します。

（２）身体的拘束等を選択した場合

身体的拘束等を行うことを選択した場合は、拘束の内容、目的、理由、時間帯、期間等について検討し、利用者又は家族に対する同意書を作成します。また、後日委員会にてその事実と経過を報告して、検証します。

（３）利用者・家族に対しての説明及び同意

看護主任又は介護主任が身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間また時間帯・期間・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、充分な理解が得られるように努めます。また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に利用者又は家族等へ経過及び利用者の状態等を説明し、再度、同意を得た上で実施します。

（４）記録・報告等

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いて、その対応及び時間・日々の心身の状態等の観察・やむを得なかった理由などを記録し、身体的拘束等適正化委員会で報告すると共に身体的拘束等の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討します。また、その記録は５年間保存し行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにします。

５．入居者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は利用者・家族・職員等がいつでも自由に閲覧できるようにホームページで公表します。

附則　　本指針は、令和５年４月１日より施行する。